

首都圏等バイヤーによるにし阿波商談ツアー運営業務委託仕様書

1 目 的

美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町（以下、「にし阿波」という。）の事業者の新たな販路開拓を支援するため、首都圏や関西圏等の百貨店やスーパー、通信販売、カタログギフトなどのバイヤーを招へいし、生産現場等への産地ツアー及び個別商談会を開催する。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

3 業務内容

（1）事前研修会の実施

ア 対象者

にし阿波管内の事業者

イ 研修の内容について

- ・ 研修は、参加事業者の都合に合わせた受講が可能であるオンデマンド方式により実施すること。
- ・ 産地ツアー後に商談する際のポイントや事例紹介等、商談に慣れない事業者でも商談成立につながる内容とすること。

（2）産地ツアー及び個別商談会の開催

ア 事前に参加希望のにし阿波管内の事業者から、出荷可能数量（ロット）や出店先等での売り方の希望等を聞き取り、各事業者の事業規模や商品の特性を十分に理解すること。

イ 産地ツアー及び個別商談会に参加する事業者は小規模事業者であることから、招へいするバイヤーは小ロットでの取扱いが可能且つ、四国・関西圏など近隣府県での取扱いが可能な者であることを条件とすること。

ウ 上記ア、イを踏まえ、にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会事務局（以下、事務局という。）と協議の上、適当と認められるバイヤーを5者程度選定し、にし阿波管内へ招へいすること。

エ 招へいバイヤーによる生産現場等への産地ツアーを実施するが、産地ツアーの企画・移動手段の確保など実施に係る費用も計上すること。

オ 産地ツアーの翌日に、招へいしたバイヤーとにし阿波管内の事業者との個別商談会を開催すること。なお、商談会会場は徳島県西部総合県民局美馬庁舎を使用するため、会場費は計上しないこと。

カ バイヤー招へい時は、受託者が随行すること。

キ 産地ツアー及び個別商談会は、令和8年1月末までに開催すること。

（3）個別商談会後の参加事業者のフォローアップの実施

個別商談会終了後、参加事業者と招へいバイヤーとの商談内容を確認し、参加事業者に対し、商談成立に向けた改善ポイントやアプローチ方法等についてフォローアップを実施すること。

（4）アンケート調査の実施

商談会終了後、バイヤー等に成約状況を確認の上、契約期間満了日までに報告すること。

4 委託料及び対象経費

(1) 上限 1, 200 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 対象となる経費

人件費（給与・賃金・専従職員の社会保険料・手当等）、報償費（講師謝礼等）、旅費（出張旅費・講師旅費等）、需用費（消耗品費・印刷費・燃料費等）、役務費（通信費・運搬費等）、使用料及び賃借料（リース代・会場使用料等）、負担金（イベント参加費等）、委託料（他の団体へ委託する場合は、事前に協議すること）

5 特記事項

(1) 業務の実施に当たっては、にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会事務局と十分協議しながら事業を進めること。

(2) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議すること。

(3) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、発注者に帰属する。